

○内閣府告示第二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定及び同法附則第五条に規定する措置に基づき、平成十八年内閣府告示第八百六十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十三年二月二日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年二月十八日

内閣総理大臣 菅 直人

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 福岡県及び飯塚市
- 二 構造改革特別区域の名称 飯塚アジアＩＴ特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 飯塚市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（五〇四）及び地方公共団体の助成等による外国企

業支店等開設促進事業（五一二）